

8 推進体制の整備

景観形成を推進していくために、市民が積極的に関わっていくしくみを整えるとともに、行政の組織を整備します。

また、景観形成に影響の大きい関係者と連携する協議会を組織します。

さらに、市役所内部の景観担当部署を中心とし、各部門（部・課）との連携を図るため、庁内連絡会議を組織します。

(1)市民参加のしくみづくり

景観形成を推進していく過程において、市民意向を取り入れ、反映していくため、景観施策についての提案制度を創設します。市民及び市民団体は、この制度を活用するなど、主体的に景観まちづくりに取り組みます。一定の地区や一定のテーマについて景観まちづくりを推進する各市民団体が協力・連携し、連絡会（（仮称）まちづくり景観推進連絡会）を立ち上げ、福生市全体の景観まちづくりを考え、市に提案していきます。

(2)行政の組織づくり

庁内に景観担当窓口を設置し、連絡会等からの景観施策について提案を受け付けます。この提案が、景観形成推進施策として有用と認めるときは、審議会に諮問します。また、公共事業の実施にあたり、景観施策の先導的役割を果たすよう努めます。さらに、福生市の景観のあり方について専門家による調査、研究を検討します。

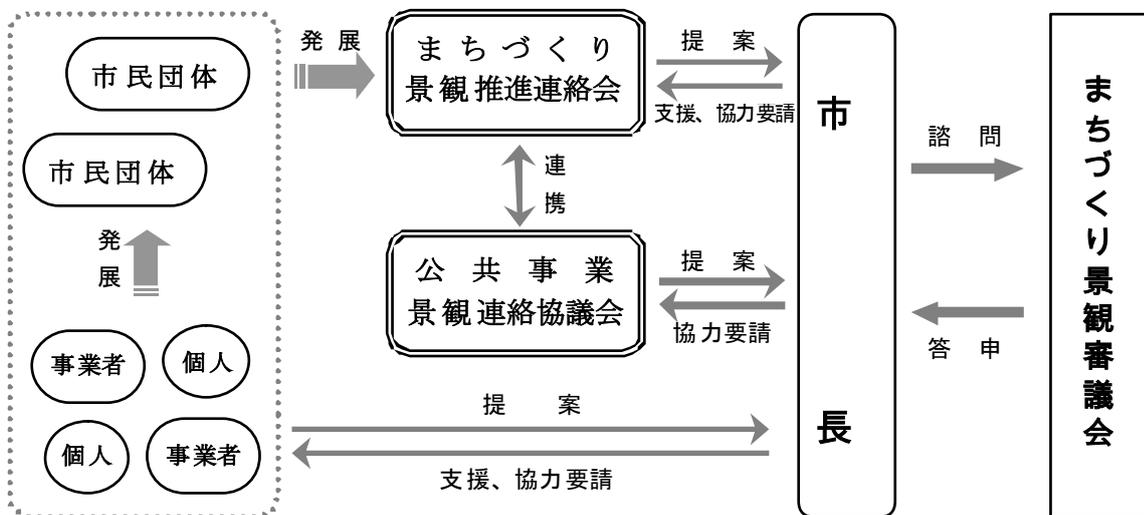
(3)公共事業景観連絡協議会の設置

景観形成に影響の大きい関係者（関係行政機関、電気事業者、電気通信事業者、鉄道事業者等の公共事業を行う者）により、課題解決に努めます。

(4)まちづくり景観審議会の設置

福生市における景観の形成に関する事項を調査・研究及び審議するため、市長の付属機関として福生市まちづくり景観審議会を設置します。審議会からの答申により、景観形成について推進すべき施策と判断されたものについては、実施に努めます。

【景観形成の推進体制】



【行政の組織】

